

## 条件付き一般競争入札公告

下記の工事について、条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和元年 5 月 16 日

風間浦村長 富岡 宏

### 記

#### 1. 競争入札に付する工事

- (1) 工事番号 風企第 1 号
- (2) 工 事 名 下風呂温泉施設等建設工事
- (3) 工事場所 下北郡風間浦村大字下風呂地内
- (4) 工 期 仮契約に係る議会の同意の決議があった日から令和 2 年 6 月 20 日まで
- (5) 工事概要
  - ・ 構造：木造 2 階建
  - ・ 延べ床面積 A = 735.35 m<sup>2</sup> (1 階 571.38 m<sup>2</sup>・2 階 163.96 m<sup>2</sup>)
  - ・ 工事内訳：建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式、外構工事一式、温泉配管工事一式
- (6) 中間前金払及び部分払について  
請負代金額が 1,000 万円以上で、かつ、工期が 150 日を超える工事については、受注者は、契約締結時に、中間前金払又は部分払のいずれかを選択することとし、契約締結後の変更は認めない。

#### 2. 入札参加資格

この入札に参加する者は、次の要件を満たす特定建設工事共同企業体であること。

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 30・31 年度風間浦村建設工事等競争入札参加者名簿に登録されていること。
- (3) 代表構成員及び構成員は、特定共同企業体入札参加資格審査申請書提出日から入札日までの間に、風間浦村指名競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 各構成員が会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 各構成員が下北（むつ市、下北郡）管内に本店を有していること。

- (6) 構成員の数が2又は3であること。
- (7) 各構成員が青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成2年3月青森県規則第18号）第6条の規定により、建築一式工事でA級以上の決定を受け、かつ、構成員のうち1者が特A級の決定を受けていること。
- (8) 共同企業体の各構成員の出資比率は、構成員が2者の場合は100分の30以上、構成員が3者の場合は100分の20以上であること。なお、代表者の出資比率が構成員の中で最大であること。
- (9) 共同企業体の代表者は、この公告の日現在において、建設業法における特定建設業の許可を有していること。

### 3. 資格審査等

#### (1) 申請書等

- ① 条件付き一般競争入札特定共同企業体入札参加資格審査申請書【様式第1号】
- ② 配置予定技術者調書【様式第2号】
- ③ 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し  
（各構成員の分）
- ④ 特定共同企業体協定書（任意様式とし、協定期間は契約の終了の日後3月を経過するまでの間とする。）
- ⑤ 委任状【様式第3号】（代表構成員への権限委任に関するもの。）

#### (2) 提出方法

風間浦村総務課まで上記書類を各1部持参提出すること。

#### (3) 受付期間等

- ① 受付期間 令和元年5月16日（木）から令和元年5月28日（火）まで  
ただし、閉庁日を除く。
- ② 受付時間 午前8時30分から午後4時30分まで  
ただし、受付期間最終日の受付時間は午前8時30分から正午までとする。

#### (4) 審査結果

- ① 資格の審査結果については、申請者に対して令和元年5月30日（木）までにFAXにより通知する。
- ② 入札参加資格を有しないと認められた者は、その理由に異議があるときは異議を申し立てることができる。なお、審査結果の通知を受けた日の翌日から3日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月13日法律第91号）第1条で規定する行政機関の休日）以内に、書面をもって、その理由の説明を求めることができる。

#### (5) その他

- ① 書類の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- ② 提出された書類の差換え及び訂正は認めない。また、提出された書類の内容を

聴取し、別途関係書類の提出を求めることがある。

- ③ 入札に参加資格を有する者が、入札日までの間に次のいずれかに該当することとなったときは入札参加資格を喪失し、入札に参加することはできない。この場合、該当する者にその旨を通知する。

ア 入札参加資格の要件を欠いたとき。

イ 提出した書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。

ウ 入札に参加させることが、著しく不相当と認められるとき。

#### 4. 設計図書等の縦覧

(1) 縦覧期間 公告の日から令和元年6月6日(木)まで

(2) 縦覧方法 風間浦村ホームページへ掲載

<http://www.kazamaura.lg.jp/>

(3) 設計図書等への質疑

設計図書等に関する質問は、令和元年6月6日(木)正午までに総務課へ質疑応答書【任意様式】を提出すること。

#### 5. 入札の辞退

入札参加資格を有すると認められた者が入札を辞退する場合は、入札日の前日までに入札辞退届を提出すること。(様式は任意)

#### 6. 入札執行日及び場所

(1) 入札日時 令和元年6月12日(水)午前10時

(2) 入札場所 風間浦村中央公民館

※ 午前9時50分までに受付を済ませて下さい。

#### 7. 工事内訳書の提出

(1) 入札書の提出に際し、入札金額の根拠となった積算内訳を記載した工事費内訳書を入札日当日に提出すること。

(2) 工事費内訳書に示す項目は設計図書等の定めるところによること。

(3) 提出された工事内訳書の差換え及び訂正は認めない。

(4) 工事費内訳書の工事価格は、入札書の金額と一致していること。

(5) 次に掲げるもののいずれかに該当する工事費内訳書は無効とする。

① 金額、氏名(名称)、印影若しくは重要な文字が誤脱したもの又は識別しがたいもの。

② 示された項目が指定した項目と異なるもの。

③ 工事費内訳書の計算に誤りがあるもの。

④ 記載内容が明らかに合理性を欠くもの又は不誠実に作成されたと認められるもの。

#### 8. 入札執行回数

原則として3回を限度とする。ただし、入札執行後において、予定価格制限の範

圏内での入札が無いときは、直ちに再度の入札を執行する。

#### 9. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金

契約金額の10分の1以上の契約保証金の納付又は契約保証金に代わる担保を提供しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは契約保証金の納付を免除する。

- ① 保険会社との間に村を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ② 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

#### 10. 最低制限価格 無

##### 11. 入札条件

- (1) 風間浦村財務規則に定める入札者心得書を遵守すること。
- (2) 入札参加者が1者のみの場合であっても入札を行う。その場合の入札執行回数は1回とする。

##### 12. 入札書記載金額等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の余白に備考として次のように記載すること。

備考 入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数額を切り捨てた後に得られる金額をもって申込みがあったものとする。

##### 13. 契約の締結

- (1) この工事に係る契約は、風間浦村議会の議決に付すべき契約条例に基づき、風間浦村議会の議決を要する契約であるので、落札決定後、7日以内に仮契約を締結し、議決を得た後に本契約を締結するものとする。
- (2) 契約締結前に、落札者が村の指名停止措置を受けた場合若しくは指名停止措置要件に該当する事実があったと認められる場合又は本公告の要件を満たさなくなった場合は、当該契約を締結しない。

##### 14. その他

- (1) 受注者は、本工事の一部を下請けに付する場合には、風間浦村内の事業者を優先的に選定するよう努めるものとする。
- (2) 受注者は、建設資材等を調達するに当たり、地元産材を活用するよう努めるとともに、村内企業から調達するよう努めるものとする。

○ 問合先

風間浦村役場 総務課総務グループ

〒 039-4502

下北郡風間浦村大字易国間字大川目 28 番地 5

電 話 0175-35-2111

FAX 0175-35-2403

E-mail:kanzai@Kazamura.jp